

改正

平成17年6月24日条例第57号

平成18年3月23日条例第29号

平成18年9月27日条例第50号

平成20年3月26日条例第10号

平成22年3月29日条例第6号

平成22年9月30日条例第23号

平成22年12月27日条例第32号

平成24年7月6日条例第22号

平成25年3月29日条例第11号

平成25年6月28日条例第29号

平成26年9月30日条例第36号

平成26年12月25日条例第45号

平成27年3月30日条例第8号

五島市福祉医療費の支給に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、福祉の増進を図るため、**障害者**、乳幼児、子ども、**母子家庭における母及び子**、**父子家庭における父及び子並びに寡婦等**に対し**医療費の一部を支給する**ことに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において、「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者（18歳に満たない児童を含む。）をいう。

- (1) 身体障害者 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級（以下「障害程度等級」という。）が1級、2級又は3級に該当する旨身体障害者手帳に記載された者
- (2) 知的障害者 療育手帳制度の取扱要領について（昭和56年7月15日付け56障福第319号長崎県生活福祉部長通知）2障害の程度の判定の(1)に定める障害の程度（以下「障害の程度」という。）が「A<sub>1</sub>」、「A<sub>2</sub>」又は「B<sub>1</sub>」に該当する者

- (3) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める障害等級（以下「障害等級」という。）が1級に該当する旨精神障害者保健福祉手帳に記載された者
- 2 この条例において「乳幼児」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 3 この条例において「子ども」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（前2項、第5項及び第7項に該当する者を除く。）をいう。
- 4 この条例において「母子家庭の母」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に定める配偶者のない女子であって、現に20歳未満の子を監護しているもの
- (2) 児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第1条の2第2号に規定する児童の母であって、現に当該児童を監護しているもの
- 5 この条例において「母子家庭の子」とは、母子家庭の母に現に監護されている子又は父母のいない子（母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のいない児童をいう。以下同じ。）であって、18歳未満のもの又は高等学校に在学する20歳未満のものをいう。
- 6 この条例において「父子家庭の父」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に定める配偶者のない男子であって、現に20歳未満の子を監護しているもの
- (2) 児童扶養手当法施行令第2条第2号に規定する児童の父であって、現に当該児童を監護しているもの
- 7 この条例において「父子家庭の子」とは、父子家庭の父に現に監護されている子であって、18歳未満のもの又は高等学校に在学する20歳未満のものをいう。
- 8 この条例において「寡婦等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦及び同法附則第6条第1項に規定する者並びに未婚の女子のうち、年齢60歳以上70歳未満で、かつ、扶養義務者と生計を同一にしないものをいう。
- 9 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、後見人その他の者で、現に障害者又は乳幼児を監護しているものをいう。
- 10 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。
- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

- (4) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (5) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

11 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付並びに保険外併用療養費、療養費、家族療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費の支給をいう。

12 この条例において「負担金」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額（入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額を除く。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第67条第1項の一部負担金をいう。

13 この条例において「保険医療機関等」とは、健康保険法第63条第3項第1号の保険医療機関又は保険薬局その他市長が定める病院、診療所又は薬局をいう。

（支給対象者）

**第3条** この条例に定める医療費の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次に掲げる者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により五島市の住民基本台帳に記録されているもの（規則で定める者にあつては、五島市が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条の規定により支給決定を行った者）とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である障害者、乳幼児、子ども、母子家庭の母、母子家庭の子、父子家庭の父、父子家庭の子及び寡婦等
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項の規定の適用を受ける障害者

（支給）

**第4条** 前条第1号に掲げる支給対象者に係る保険給付につき、支給対象者又はその保護者が負担金を支払った場合には、市長は、次に掲げる額（当該負担金について法令の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付及び保険者等の負担による附加給付等がある場合は、その額を控除した額）を支給対象者又はその保護者に対して支給するものとする。

- (1) 障害者に係る医療費にあつては、次の区分による額
  - ア 障害程度等級が1級又は2級に該当する旨身体障害者手帳に記載された者、障害の程度が「A<sub>1</sub>」又は「A<sub>2</sub>」に該当する旨療育手帳に記載された者及び障害等級が1級に該当する旨精神障害者保健福祉手帳に記載された者にあつては、当該負担金（障害等級が1級に該当する旨精神障害者保健福祉手帳に記載された者に係る負担金については、通院に係るものに限る。）の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円（1月につき、その額が1,600円を

超えるときは1,600円。以下この条において同じ。)を控除して得た額

イ 障害程度等級が3級に該当する旨身体障害者手帳に記載された者及び障害の程度が「B<sub>1</sub>」に該当する旨療育手帳に記載された者(以下この号において「3級等該当者」という。)にあっては、当該負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額。ただし、3級等該当者で15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものにあつては、当該負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額

(2) 乳幼児に係る医療費にあつては、当該負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額。ただし、3歳に達する日の属する月の末日までの入院及び診療時間内の診療に係る医療費にあつては、当該負担金の額

(3) 子どもに係る医療費にあつては、当該負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額

(4) 母子家庭の母、母子家庭の子、父子家庭の父及び父子家庭の子に係る医療費にあつては、当該負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額

(5) 寡婦等に係る医療費にあつては、寡婦等が病院又は診療所に入院する場合の負担金から当該入院日数1日につき1,200円を控除して得た額

2 前条第2号に掲げる支給対象者に係る高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項の一部負担金につき支給対象者が負担金を支払った場合には、市長は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額を支給対象者に対して支給するものとする。

(1) 障害程度等級が1級又は2級に該当する旨身体障害者手帳に記載された者、障害の程度が「A<sub>1</sub>」又は「A<sub>2</sub>」に該当する旨療育手帳に記載された者及び障害等級が1級に該当する旨精神障害者保健福祉手帳に記載された者 当該負担金(障害等級が1級に該当する旨精神障害者保健福祉手帳に記載された者に係る負担金については、通院に係るものに限る。)の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額

(2) 障害程度等級が3級に該当する旨身体障害者手帳に記載された者及び障害の程度が「B<sub>1</sub>」に該当する旨療育手帳に記載された者 当該負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額

(支給の制限)

**第5条** 支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、この条例に定める医療費は、支給しない。

- (1) 障害者又は現にその者と生計を同じくする配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者のうちいずれかの者の前年の所得が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第7条に定める額を超えるとき、及び同令第8条において準用する同令第2条第2項に定める額以上であるとき。
- (2) 母子家庭の子又は父子家庭の子のうち18歳以上の者（高等学校に在学するとき、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）又は寡婦等が、病院又は診療所に入院することなく医療に関する給付を受けたとき。
- (3) 母子家庭の母又は父子家庭の父の前年の所得が、児童扶養手当法施行令第2条の4第2項に定める額以上であるとき。
- (4) 父母のない子と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者の前年の所得が、児童扶養手当法施行令第2条の4第4項に定める額以上であるとき。
- (5) 母子家庭の母（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項第1号に掲げる者を除く。）の配偶者、父子家庭の父（同条第2項第1号に掲げる者を除く。）の配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者でその母若しくは父と生計を同じくするものの前年の所得が、児童扶養手当法施行令第2条の4第5項に定める額以上であるとき。
- (6) 寡婦等が、前年分の所得税を課されているとき。

（受給資格の認定）

**第6条** 支給対象者又はその保護者は、医療費の支給を受けようとするときは、その受給資格について市長の認定を受けなければならない。

（受給者証の交付）

**第7条** 市長は、前条の規定により受給資格の認定をしたときは、医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

（支給の方法）

**第8条** 医療費の支給を受けようとする者は、医療費支給申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請があったときは、その内容を審査して当該申請に係る支給額を決定し、申請者に支給するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、支給対象者である乳幼児が市長と福祉医療費の支払に係る協定を締結した保険医療機関等において医療を受けたときは、第6条の規定により受給資格の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が当該保険医療機関等に支払うべき医療に要した費用について、当該受給者に代わり、当該保険医療機関等の請求に基づき支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、当該受給者に対し福祉医療費の支給があったものとみなす。

(未支給の医療費)

**第9条** 受給者が死亡したため前条第1項に定める支給の申請をすることができないときは、当該保護者又は遺族のうち市長が定める者が、自己の名において申請することができる。

2 受給者が支給の申請をした後死亡し、医療費の支給ができないときは、当該保護者又は遺族のうち市長が定める者に支給するものとする。

(支給金の返還)

**第10条** 市長は、偽りその他の不正行為により、この条例による医療費の支給を受けた者がいるときは、その者から当該支給を受けた金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の譲渡等の禁止)

**第11条** この条例による医療費の支給を受ける権利は、他に譲り渡し、又は担保に供することができない。

(届出義務)

**第12条** 受給者は、規則で定める事項に該当するに至ったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、受給者が正当な理由がなく、前項の規定による届出をしないときは、医療費の支給を一時差し止めることができる。

(委任)

**第13条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成16年8月1日以後の申請に係る医療費から適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、福江市福祉医療費支給条例（昭和49年福江市条例第35号）、富江町福祉医療費の支給に関する条例（昭和49年富江町条例第24号）、玉之浦町福祉医療費の支給に関する条例（昭和49年玉之浦町条例第42号）、三井楽町福祉医療費の支給に関する条例（昭和49年三井楽町条例第23号）、岐宿町福祉医療費の支給に関する条例（平成3年岐宿町条例第8号）又は奈留町福祉医療費の支給に関する条例（昭和49年奈留町条例第17号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為

とみなす。

**附 則**（平成17年 6 月24日条例第57号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成17年10月 1 日から施行し、改正後の第 2 条第 2 項及び第 5 条の規定は、同日以後の診療に係る医療費から適用する。

（経過措置）

- 2 前項の規定にかかわらず、受給資格の認定に関する行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

**附 則**（平成18年 3 月23日条例第29号）

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成18年 9 月27日条例第50号）

この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

**附 則**（平成20年 3 月26日条例第10号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成22年 3 月29日条例第 6 号）

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、同日以後の診療に係る医療費から適用する。

**附 則**（平成22年 9 月30日条例第23号）

この条例は、平成22年12月 1 日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項及び第 5 条の規定は、同日以後の診療に係る医療費から適用する。

**附 則**（平成22年12月27日条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 8 条第 3 項及び第 4 項の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る福祉医療費から適用し、同日前の医療に係る福祉医療費については、なお従前の例による。

**附 則**（平成24年 7 月 6 日条例第22号）

この条例は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

**附 則**（平成25年 3 月29日条例第11号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年6月28日条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし第1条、第2条第1項及び第8項、第3条、第4条並びに第5条第1号の改正規定は、平成25年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条第3項及び第5項の規定は、平成25年4月1日以後の診療に係る医療費から適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第2条第1項、第3条及び第4条の規定は、平成25年10月1日以後の診療に係る医療費から適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

**附 則**（平成26年9月30日条例第36号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

**附 則**（平成26年12月25日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成27年3月30日条例第8号）

この条例は、平成27年10月1日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、同日以後の診療に係る医療費から適用する。